

建築確認問題に関する当面の対応について（案）

1 建築確認の円滑化を図るための取組の一層の推進について

国土交通省において、総務省の協力も得つつ、地方公共団体と連携しながら、各都道府県レベルでの確認申請のサポートセンターの設置など、建築確認円滑化のための取組を、一層強力に進める。【別紙1】

2 中小企業対策について

中小企業庁のほか国土交通省、経済産業省、林野庁において、引き続き、中小企業が受ける影響を注視し、セーフティネット保証の活用など、建築確認問題による影響を受けている中小企業の資金繰りの支援等について、対応を行う。【別紙2】

3 建築確認問題による資材、労働力の需要急変対策について

国土交通省、経済産業省、林野庁において、厚生労働省の協力も得つつ、建築着工の急減や、その反動としての着工急増による建築資材等の在庫の増減、労働者の失業又は不足などの状況を注視しつつ、今後の的確な対応について、検討を進める。

4 経済的影響に関する情報の一層の共有について

建築確認問題が我が国の経済へも影響を及ぼしていることに鑑み、関係省庁において、本連絡会議の幹事会を定期的を開催するなど、政府全体として適切な認識を得るため、関係業界の状況把握に努めるとともに、一層の情報共有を推進する。

【別紙3】

5 情報の周知徹底について

国土交通省、経済産業省、中小企業庁、林野庁において、関係業界への迅速な情報提供などの徹底のため、担当部局にコンタクトポイントを設置するほか、厚生労働省の協力も得つつ、地方支分部局が連携した連絡会議を設置するなど、対応を進める。【別紙4、別紙5】

建築確認の円滑化のための現在の取り組み状況について

(1) 建築確認申請支援センターの設置 ~ 中小事業者への技術的支援 ~

具体的な物件を手がけている中小建設業者、大工・工務店等のなかで建築確認申請に困難をきたしている状況があることを踏まえ、(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)や各都道府県の建築士事務所協会の会員等が、構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスするサポートセンターを設置する。(相談は無料で受付)

【現在の取り組み状況】

神奈川県(12/7)、沖縄県(12/14)、東京都(12/17)、北海道、埼玉県、長野県、静岡県(12/20)が設置済み、今後順次全国で設置予定

(2) 建築確認円滑化対策連絡協議会の設置 ~ 審査側・設計側の意志疎通の円滑化 ~

各都道府県ごとに特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築設計団体(建築士事務所協会等)からなる協議会を設置し、審査側・設計側の意思疎通の徹底を図ることを通じ、建築確認手続きの円滑化を促進する。

【現在の取り組み状況】

34県においては年内に設置済み又は予定、その他の県については1月中旬に設置予定

(3) 構造計算適合性判定機関の業務の効率化等

比較的小規模な物件や単純な構造形式の物件についての審査の合理化(判定の実績等を踏まえたうえで、現在、原則として二人の判定員で実施している判定業務を一人の判定員で行う等)、補助員の活用方策等を示し、構造計算適合性判定機関の業務を効率化する。

また、構造計算適合性判定機関における事前相談の実施の徹底を図る。

【現在の取り組み状況】

12月17日付けで技術的助言を発出

構造計算適合性判定員の講習会の追加実施を行う。

【現在の取り組み状況】

2月18日全国4会場(仙台、東京、大阪、福岡)で実施する方針を決定

平成19年12月18日
経済産業省

セーフティネット保証(5号)の対象業種の追加指定について

改正建築基準法の施行及び原油価格の高騰に伴い、全国的に関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証(5号)の対象業種の追加指定を行うことといたしました。

1. 改正建築基準法の施行に伴い、全国的に建築関連業種に影響が生じていることを鑑み、11月27日に関連15業種の追加指定を行ったところですが、影響の広がりを踏まえ、新たに20業種(左官工事業、電気工事業、管工事業等)を信用保証協会のセーフティネット保証の対象とすることといたしました。
2. また、昨今の原油価格の急激な上昇に伴い、原油等を使用する業種に影響が生じていることから、現在、運送業等の業種を指定しているところですが、新たに4業種(クリーニング業、強化プラスチック製容器製造業等)をセーフティネット保証の対象とすることといたしました。
3. 上記の24業種(下記参照)については、本日(12月18日)追加指定(官報告示)を行い、指定期間は平成19年12月18日から平成20年3月31日までといたします。
4. これにより、関連中小企業者は、通常の枠(普通保証2億円、無担保保証8千万円等)に加えて、さらに別枠で、普通保証2億円、無担保保証8千万円等の保証の利用が可能となるほか、一般保証に比べて割安な保証料で保証を受けることが出来るようになります。

【追加指定業種】

とび工事業
左官工事業
板金工事業

ガラス工事業
金属製建具工事業
木製建具工事業
屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
防水工事業
電気工事業
管工事業（さく井工事業を除く。）
毛織物機械染色整理業
織物手加工染色整理業
一般製材業
単板（ベニヤ板）・合板製造業
床板製造業
集成材製造業
建築用木製組立材料製造業
強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
板ガラス加工業
生コンクリート製造業
陶磁器製タイル製造業
木材・竹材卸売業
建物売買業
普通洗濯業（クリーニング業に限る。）

（本発表資料のお問い合わせ先）

< 制度概要及び建築工事、木材関係業種以外の業種判断について >

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

担当者：山口、東海林（とうかいりん）

電話：03 - 3501 - 1511（内線 5271～5）

経済産業省中小企業庁事業環境部経営安定対策室

担当者：伊藤、野田

電話：03 - 3501 - 1511（内線 5251～5）

< 建築工事業種に関する業種の判断について >

国土交通省住宅局住宅生産課

担当者：青木

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39421）

< 木材関係業種に関する業種の判断について >

林野庁林政部木材産業課

担当者：小倉、水内

電話：03 - 3502 - 8111（内線 6102～3）

< 保証申請手続きについて >

最寄りの信用保証協会（連絡先は別紙）

各信用保証協会の窓口

北海道信用保証協会	0 1 1 - 2 4 1 - 2 2 3 1
青森県信用保証協会	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 5 4
岩手県信用保証協会	0 1 9 - 6 5 4 - 1 5 0 0
宮城県信用保証協会	0 2 2 - 2 2 5 - 6 4 9 5
秋田県信用保証協会	0 1 8 - 8 6 3 - 9 0 1 1
山形県信用保証協会	0 2 3 - 6 4 7 - 2 2 4 5
福島県信用保証協会	0 2 4 - 5 2 6 - 1 5 2 0
新潟県信用保証協会	0 2 5 - 2 6 7 - 1 3 1 2
茨城県信用保証協会	0 2 9 - 2 2 4 - 7 8 1 1
栃木県信用保証協会	0 2 8 - 6 3 5 - 2 1 2 1
群馬県信用保証協会	0 2 7 - 2 3 1 - 8 8 7 5
埼玉県信用保証協会	0 4 8 - 6 4 7 - 4 7 1 3
千葉県信用保証協会	0 4 3 - 2 2 1 - 8 1 1 1
東京信用保証協会	0 3 - 3 2 7 2 - 2 2 5 1
神奈川県信用保証協会	0 4 5 - 6 8 1 - 7 1 1 8
横浜市信用保証協会	0 4 5 - 6 6 2 - 6 6 2 1
川崎市信用保証協会	0 4 4 - 2 1 1 - 0 5 0 3
山梨県信用保証協会	0 5 5 - 2 3 5 - 9 7 0 0
長野県信用保証協会	0 2 6 - 2 3 4 - 7 2 8 8
静岡県信用保証協会	0 5 4 - 2 5 2 - 2 1 2 0
愛知県信用保証協会	0 5 2 - 4 5 4 - 0 5 0 0
名古屋市信用保証協会	0 5 2 - 2 6 9 - 0 6 7 0
岐阜県信用保証協会	0 5 8 - 2 7 6 - 8 1 2 3
岐阜市信用保証協会	0 5 8 - 2 6 5 - 4 6 1 1
三重県信用保証協会	0 5 9 - 2 2 9 - 6 0 2 1
富山県信用保証協会	0 7 6 - 4 2 3 - 3 1 7 1
石川県信用保証協会	0 7 6 - 2 2 2 - 1 5 1 1
福井県信用保証協会	0 7 7 6 - 3 3 - 1 8 0 0
滋賀県信用保証協会	0 7 7 - 5 1 1 - 1 3 0 0
京都信用保証協会	0 7 5 - 3 1 4 - 7 2 2 1
大阪府中小企業信用保証協会	0 6 - 6 2 4 4 - 7 1 2 1
大阪市信用保証協会	0 6 - 6 2 6 0 - 1 7 0 0
兵庫県信用保証協会	0 7 8 - 3 9 3 - 3 9 0 0
奈良県信用保証協会	0 7 4 2 - 3 3 - 0 5 5 1
和歌山県信用保証協会	0 7 3 - 4 2 3 - 2 2 5 5
鳥取県信用保証協会	0 8 5 7 - 2 6 - 6 6 3 1
島根県信用保証協会	0 8 5 2 - 2 1 - 0 5 6 1
岡山県信用保証協会	0 8 6 - 2 4 3 - 1 1 2 1
広島県信用保証協会	0 8 2 - 2 2 8 - 5 5 0 1
山口県信用保証協会	0 8 3 - 9 2 1 - 3 0 9 0
香川県信用保証協会	0 8 7 - 8 5 1 - 0 0 6 1
徳島県信用保証協会	0 8 8 - 6 2 2 - 0 2 1 7
高知県信用保証協会	0 8 8 - 8 2 3 - 3 2 6 1
愛媛県信用保証協会	0 8 9 - 9 3 1 - 2 1 1 1
福岡県信用保証協会	0 9 2 - 4 1 5 - 2 6 0 4
佐賀県信用保証協会	0 9 5 2 - 2 4 - 4 3 4 1
長崎県信用保証協会	0 9 5 - 8 2 2 - 9 1 7 1
熊本県信用保証協会	0 9 6 - 3 2 5 - 3 2 2 1
大分県信用保証協会	0 9 7 - 5 3 2 - 8 2 9 5
宮崎県信用保証協会	0 9 8 5 - 2 4 - 8 2 5 1
鹿児島県信用保証協会	0 9 9 - 2 2 3 - 0 2 7 1
沖縄県信用保証協会	0 9 8 - 8 6 3 - 5 3 0 2
全国信用保証協会連合会	0 3 - 3 2 7 1 - 7 2 0 1

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成19年12月19日〕
閣議了解

1. 平成19年度の経済動向及び平成20年度の経済見通し

(1) 平成19年度及び平成20年度の主要経済指標

	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績見込み)	平成20年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成18年度		平成19年度		平成20年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	511.9	516.0	526.9	1.6	2.3	0.8	1.3	2.1	2.0
民間最終消費支出	291.4	294.4	297.8	1.3	1.7	1.0	1.3	1.2	1.3
民間住宅	18.8	16.7	18.5	2.4	0.2	▲11.2	▲12.7	10.4	9.0
民間企業設備	81.0	82.4	85.6	6.2	5.6	1.7	0.9	3.9	3.3
民間在庫品増加 ()内は寄与度	2.3	2.3	3.0	(0.2)	(0.2)	(▲0.0)	(▲0.0)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	83.9	91.6	97.5	12.0	8.2	9.1	7.1	6.5	5.2
(控除)財貨・サービスの輸入	76.8	82.9	87.2	12.2	3.0	8.0	1.5	5.2	3.6
内需寄与度				1.5	1.5	0.5	0.5	1.8	1.7
民需寄与度				2.0	1.9	0.4	0.4	1.8	1.7
公需寄与度				▲0.5	▲0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
外需寄与度				0.1	0.8	0.3	0.9	0.3	0.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,660	6,665	6,675	0.1		0.1		0.1	
就業者総数	6,389	6,410	6,425	0.4		0.3		0.2	
雇用者総数	5,486	5,525	5,565	1.2		0.7		0.7	
完全失業率	%	%程度	%程度	4.1		3.9		3.8	
生産	%	%程度	%程度	4.8		2.4		2.2	
鉱工業生産指数・増減率	4.8	2.4	2.2						
物価	%	%程度	%程度	2.1		1.8		0.6	
国内企業物価指数・変化率	2.1	1.8	0.6	0.2		0.2		0.3	
消費者物価指数・変化率	0.2	0.2	0.3	▲0.7		▲0.5		0.1	
GDPデフレーター・変化率	▲0.7	▲0.5	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	8.2	9.7	11.2	10.5		12.1		13.2	
貿易収支	73.7	80.2	85.4	13.0		8.9		6.4	
輸出	63.2	68.1	72.1	13.6		7.8		5.9	
輸入	21.2	25.1	26.1						
経常収支	%	%程度	%程度	4.1		4.9		4.9	
経常収支対名目GDP比	4.1	4.9	4.9						

(2) 平成 19 年度の経済動向

景気は、一部に弱さがみられるものの、回復している。

平成 19 年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、改正建築基準法¹ 施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる。

物価の動向をみると、消費者物価指数は、石油製品等の上昇により上昇すると見込まれる。

こうした結果、平成 19 年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度（名目成長率は0.8%程度）になると見込まれる。

一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

(3) 平成 20 年度の経済見通し

平成 20 年度においては、世界経済の回復が続く下、19 年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれる。

こうした結果、平成 20 年度の国内総生産の実質成長率は、2.0%程度（名目成長率は2.1%程度）になると見込まれる。

なお、19 年度に引き続き、海外経済の動向などにみられるリスク要因が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境が緩やかに改善することから、緩やかに増加する（対前年度比 1.3%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

改正建築基準法施行の影響による減少から回復する（対前年度比 9.0%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

底堅い企業収益に支えられ、改正建築基準法施行の影響から回復することもあり、引き続き増加する（対前年度比 3.3%程度の増）。

(iv) 公需

歳出改革の推進により、公的固定資本形成が減少し、政府最終消費支出も抑制されることから、概ね前年度並みとなる（実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.0%程度）。

(v) 外需

¹ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 92 号）

世界経済の回復が続く下で、引き続き増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.4%程度）。

②労働・雇用

厳しさが残るものの緩やかに改善し、完全失業率は前年度に比べ若干低下する（3.8%程度）。

③鉱工業生産

内需、外需がともに増加することから、引き続き増加する（対前年度比2.2%程度の増）。

④物価

国内企業物価（対前年度比0.6%程度の上昇）及び消費者物価（対前年度比0.3%程度の上昇）は、緩やかに上昇する。GDPデフレーターの変化率は、プラスに転じる（対前年度比0.1%程度の上昇）。

⑤国際収支

世界経済の回復が続く下で、輸出入とも増加する。所得収支の大幅な黒字が続く中、経常収支黒字はやや拡大する（経常収支対名目GDP比4.9%程度）。

（注1）本経済見通しにあたっては、「2. 平成20年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

（注2）世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
世界GDP（日本を除く） の実質成長率（%）	3.6	3.4	3.2
円相場（円／ドル）	116.9	115.6	111.2
原油輸入価格（ドル／バレル）	63.6	75.3	83.0

（備考）

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成19年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（111.2円／ドル）で平成19年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成19年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して同年12月分を想定、同年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（83.0

ドル／バレル) で平成 20 年 1 月以後一定と想定。

(注 3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度

政府は、「希望と安心」の国の実現に向け、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、①活力ある経済社会の実現、②地方の自立と再生、③国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。

「基本方針 2006」²「基本方針 2007」³等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進める。

民間需要主導の持続的成長を図り、これと両立する安定的な物価上昇率の定着に向け、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行う。

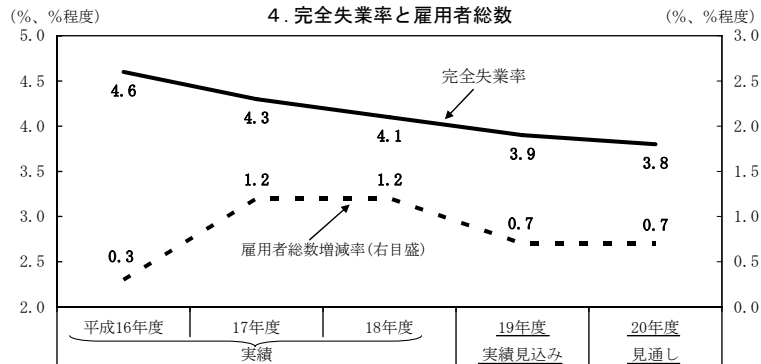
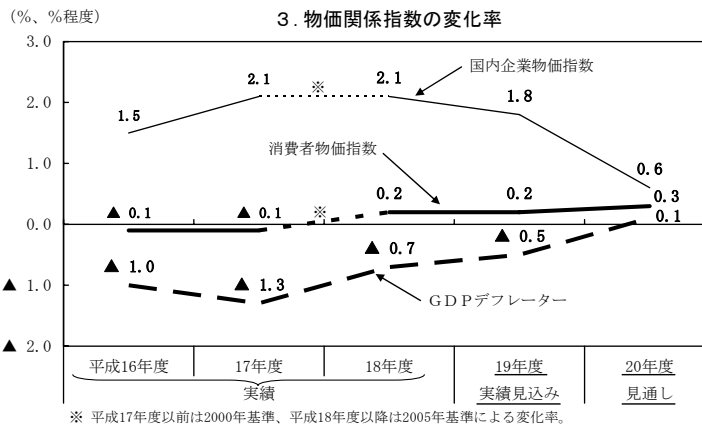
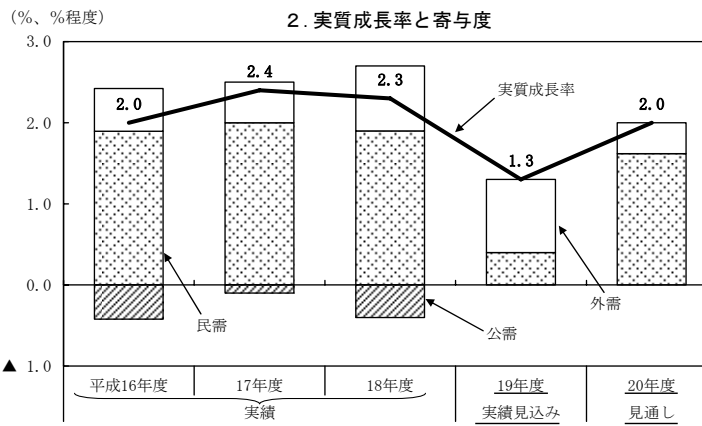
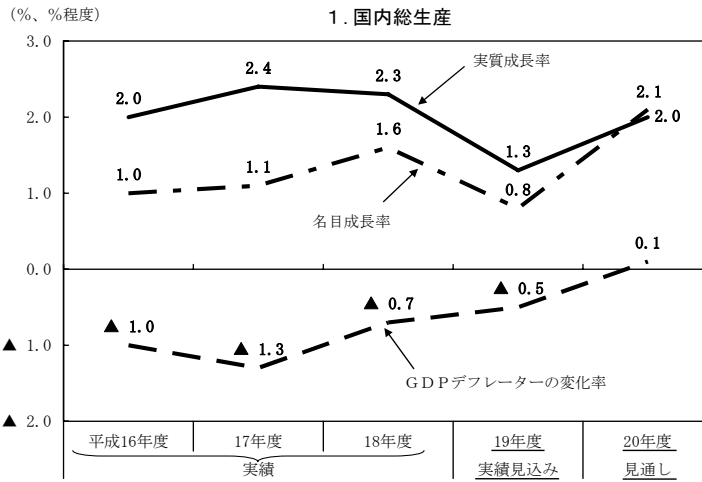
今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

² 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)

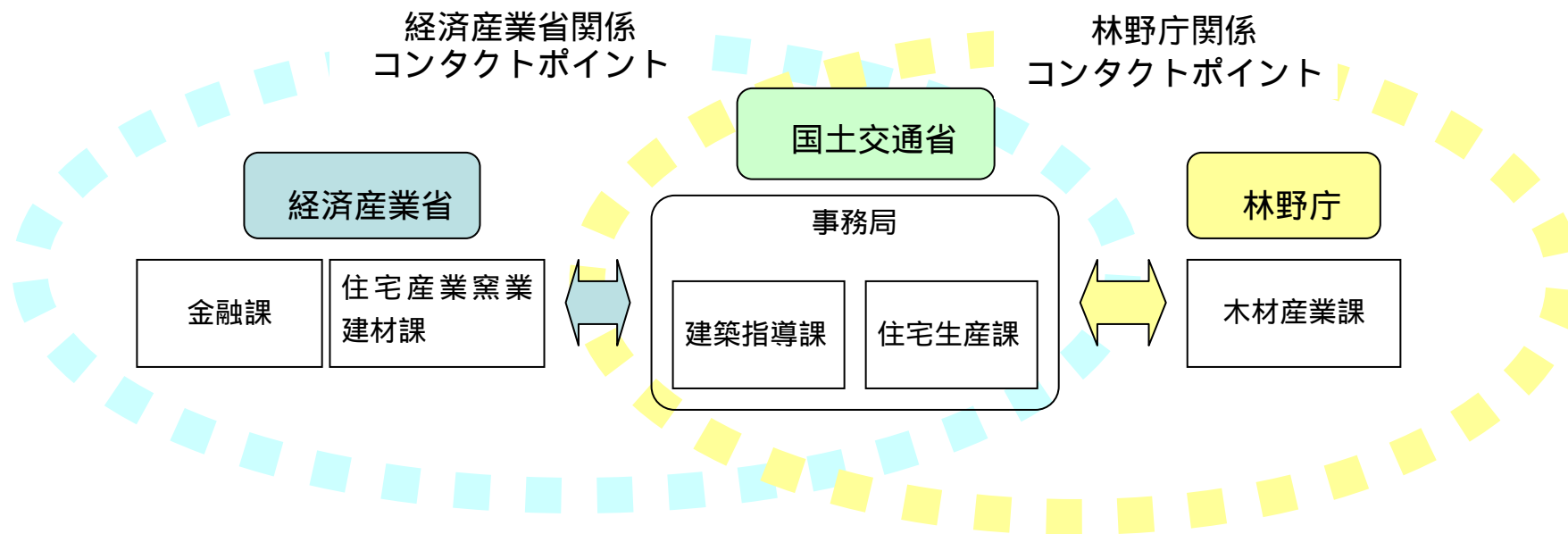
³ 「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)

(参考)

主な経済指標



建築確認の円滑化のための国土交通省と 経済産業省・林野庁とのコンタクトポイントのイメージ



建築確認問題に関する地方ブロック関係省庁連絡会議の設置について(案)

12月14日開催の建築確認問題に関する関係省庁連絡会議においては、「建築確認問題に関する当面の対応について」として、地域ブロック関係省庁等連絡会議を設置することが了承された。

このため、改正建築基準法の施行に伴う建築確認手続の遅延、建築着工の大幅減少等の問題に関係の深い関係省庁の地方支分部局において、連絡会議を設置し、各地方ブロックにおける関係業界の景況等の情報収集、関係業界への対策に関する情報共有、情報提供の徹底など、地方ブロックレベルにおいても関係省庁が連携した対応を図る。

1. 地方ブロック連絡会議構成員

国土交通省 地方整備局長等
経済産業省 経済産業局長等
厚生労働省 労働局長：各地方ブロック代表局
農林水産省 林野庁 森林管理局长(オブザーバー)

局長または副局長レベル(困難な場合は部長レベル)で対応
必要に応じ地元経済界からのメンバーを追加
会議の庶務は地方整備局等において行う

2. 主な議題内容

- ・ 各地方ブロックにおける関係業界の景況把握、共有
- ・ 建築確認円滑化についての措置に関する情報共有、情報提供
- ・ セーフティネット貸付、保証制度の情報共有、情報提供
- ・ 各地方ブロックにおける雇用情勢把握 等

3. スケジュール

可能な地方ブロックから、初回会議を開催し、連絡会議を設置。

建築確認問題に関する関係省庁連絡会議と同様、初回会議において幹事会を設置し、その後、建築着工統計や月例経済報告等の結果を受けて、適宜開催。

なお、各地方ブロックの初回連絡会議には国土交通省住宅局担当審議官の出席を予定。

建築確認手続きの円滑化に係る対策及び建築関連産業の中小企業の資金繰り対策に関する情報の周知徹底のための説明会について

1. 趣旨

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）について、情報の周知徹底を図るため、各都道府県ごとに関連業界向けに説明会を早期に開催する。

2. 主催

国土交通省地方整備局、都道府県（土木・建築部局）、（財）建築行政情報センター 等

3. 対象者

建築関連事業者(建築設計・施工事業者、建材・設備事業者、林業・木材産業事業者等)

4. 日時・会場・担当・申込み先

別表のとおり（平成19年12月19日までに調整済みのもの）

5. 内容

(1) 建築確認の円滑化対策の内容

- ・改正の趣旨、建築着工、建築確認の動向
- ・新しい建築確認手続きの要点
- ・追加対策の要点 など

(2) セーフティネット貸付、保証制度について

- ・セーフティネット貸付及び保証制度の概要
- ・セーフティネット貸付制度の説明
- ・セーフティネット保証制度の説明 など

(別表)

(12月19日時点 判明分)

都道府県における説明会日程(予定)

	日時	会場	締切日	都道府県等 担当者	参加申込・問い合わせ先 TEL、FAX、e-mail	申込方法
北海道	12月26日(水) 14:00～15:30	札幌第一合同庁舎 2階講堂 北海道札幌市北区北8条西2丁目	12月21日	北海道開発局 都市住宅課 山本好一	tel 011-709-2311 fax 011-738-0235 yamamoto-k22ag@hkd.mlit.go.jp	業界団体とりま めのうえ申込みが 原則(直接の申込 みも可)
青森県	12月26日(水) 14:00～15:50	青森県建設会館 6階ホール 青森市安方2-9-13	12月21日	建築住宅課 澤田 正明	TEL 017-734-9693 FAX 017-734-8197 masaaki_sawada@pref.aomori.lg.jp	e-mail FAX
岩手県	12月27日(木) 9:30～11:45	エスポワールいわて 2階 大中ホール 岩手県盛岡市中央通1-1-38	12月21日	建築住宅課 伊藤勇喜	TEL:019-629-5935 FAX:019-651-4160 AG0009@pref.iwate.jp	業界団体を通した 申し込み又は FAX,e-mail
秋田県	12月27日(木) 14:45～16:45	秋田県庁舎正庁 秋田市山王4-1-1	12月25日	建築住宅課 池田	TEL:018-860-2565 FAX:018-860-3819 kjsidou@mail2.pref.akita.jp	FAX e-mail
山形県	1月10日(木) 13:30～(2h程 度)	山形県庁2階講堂 山形県山形市松波二丁目8番1号	1月7日	建築住宅課 上田健一郎	Tel 023-630-2643 Fax 023-630-2639 uedak@pref.yamagata.jp	FAX
福島県	1月8日(火) 13:30～15:30	自治会館 3階 大会議室 福島市中町8番2号	12月28日	建築指導グルー プ 佐瀬守昭	TEL:024-521-7523 FAX:024-521-7955 kenchikushidou@pref.fukushima.jp	e-mail FAX
東京都	12月26日(水) 10:00～12:00	東京都庁 議会棟1階 都民ホ ール 新宿区西新宿2-8-1	12月21日	建築企画課 鈴木 康弘	Tel:03-5388-3343 Fax:03-5388-1356 yasuhiro_suzuki@member.metro.tokyo.jp	専用申込用紙をF axにて
新潟県	1月9日(水) 13:30～15:00	新潟県庁西回廊2階講堂 新潟市中央区新光町4番地1	なし	建築住宅課 街並み推進係 岸香織	TEL:025-280-5442 FAX:025-285-6840 e-mail: ngt160030@pref.niigata.lg.jp	事前申込不要
福井県	12月27日(木) 13:30～16:00	福井県中小企業産業大学校 大教室 福井市下六条町16-15	12月21日	建築住宅課 石川宏純	TEL 0776-20-0506 FAX 0776-20-0693 h-ishikawa-e4@pref.fukui.lg.jp	FAX
長野県	12月26日(水) 13:30～15:00	長野県長野保健所 301号会議室 長野市中御所岡田98-1	12月25日	住宅部建築管理 課 岩田隆広	TEL 026-235-7335 FAX 026-235-7479 kenchiku@pref.nagano.jp	電話、FAX、 E-mail
岐阜県	12月25日(火) 14:00～15:30	岐阜県県民ふれあい会館 3階 大会議室 岐阜市藪田南5丁目14-53	12月20日	建築指導課 長尾 武	TEL:058-272-1111 FAX:058-271-7687 c11655@pref.gifu.lg.jp	参加申込書をFAX
滋賀県	1月11日 10:00～12:00	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1-1	1月9日	建築課 築山、田邊	TEL 077-528-4258 FAX 077-528-4911	FAXまたは郵送
大阪府	12月26日(水) 13:00～14:40	エル・おおさか 南館5階 南ホ ール 大阪市中央区北浜東3-14	12月21日	建築企画課 中迫、寺前	TEL 06-6944-6809 FAX 06-6944-6808	FAX
兵庫県	1月10日(木) 15:30～17:00	兵庫県不動産会館 7階研修ホ ール 神戸市中央区北長狭通5-5-26	なし	建築指導課 一橋	TEL078-362-3609 FAX078-362-4455	事前申込不要
和歌山県	1月9日(水) 10:00～11:30	和歌山市勤労者総合センター 文化ホール 和歌山市西汀丁34	1月7日	都市政策課 荒賀	TEL073-441-3231 FAX073-441-3232	FAXまたは郵送

都道府県における説明会日程(予定)

	日時	会場	締切日	都道府県等 担当者	参加申込・問い合わせ先 TEL、FAX、e-mail	申込方法
和歌山県	1月9日(水) 14:30～16:00	田辺市青少年センター大会議室 田辺市新屋敷町1	1月7日	都市政策課 荒賀	TEL073-441-3231 FAX073-441-3232	FAXまたは郵送
鳥取県	1月15日(火) 13:30～15:00	鳥取県倉吉体育文化会館 中研修室 倉吉市山根529-2	1月8日	景観まちづくり 課 山下、赤崎	TEL:0857-26-7391 FAX:0857-26-8114 yamashitat@pref.tottori.jp akasaki@pref.tottori.jp	FAX
島根県	1月10日(木) 13:30～15:00	松江市 島根県松江合同庁舎 講堂 松江市東津田町1741-1	未定	建築住宅課 杉原康夫	TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218 sugihara- yasuo@pref.shimane.lg.jp	
島根県	1月11日(金) 13:30～15:00	浜田市 島根県浜田合同庁舎 大会議 室 浜田市片庭町254	未定	建築住宅課 杉原康夫	TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218 sugihara- yasuo@pref.shimane.lg.jp	
山口県	1月11日(金) 13:30～15:00	山口市 山口県庁視聴覚室(本館棟1階) 山口市滝町1番1号	未定	建築指導課 福井	TEL:083-933-3839 FAX:083-933-3869	
岡山県	12月26日 (水) 10:00～11:30	岡山市 岡山県立図書館(多目的ホー ル) 岡山市丸の内2-6-30		建築指導課 赤井 一恵	TEL:086-226-7499 FAX:086-231-9354 kazuyoshi_akai@pref.okayama.lg. jp	
広島県	1月15日(火) 13:30～15:00	広島合同1号館付属棟2階大会 議室 広島市中区上八丁堀6-30	1月8日	建築指導室 建築指導グルー プ 坪郷	TEL:082-513-4183 FAX:082-223-2397 tokenshidou@pref.hiroshima.lg.j p	郵送又はFAX
高知県	12月28日(金) 14:00～15:00 15:30～16:30	県庁正庁ホール 高知市丸ノ内1丁目2番20号	未定	建築指導課 後藤孝一	TEL:088-823-9864 FAX:088-823-4119 kouichi_gotou@ken2.pref.kochi.j p	
福岡県	12月26日 14:00～15:30	福岡県吉塚合同庁舎 602会議 室 福岡市博多区吉塚本町13-50	12月25日	建築指導課 立石裕司	TEL092-643-3721 FAX092-643-3754 tateishi- y5152@pref.fukuoka.lg.jp	FAX
大分県	12月25日(火) 14:00～16:00	大分県庁 共同庁舎14階大会 議室 大分市大手町3丁目1番1号	12月20日	建築住宅課 二宮 正治	TEL:097-506-4679 FAX:097-506-4679 ninomiya- masaharu@pref.oita.lg.jp	参加申込書をFAX